

○日田市生活安全推進協議会規則

平成 16 年 3 月 26 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[日田市生活安全条例\(平成 16 年条例第 3 号\)第 5 条第 1 項](#)に規定する日田市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事等)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、市民環境部市民課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日規則第 10 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。